

登録検査等事業者等規則第17条及び別表第5号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等
及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する告示案等
に対して提出された意見及び総務省の考え方

【提出意見】

6件(件数は意見提出者数)の提出意見がありましたので、意見提出者ごとに、提出された意見及び総務省の考え方を以下に示します(提出順)。

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	「5G(第5世代)」における構造では、付加価値の高い「データ(数値)」を「解析(アナラズ)」する為には、「試験方法及び実験方法」を高度化にし、「アルゴリズム(情報処理手順)」の「細部化(ディetail)」が、重要になると、私は考えます。要約すると、「試験方法及び実験方法」に問題があると、付加価値の高い「データ(数値)」が、収集が出来ずに「戦略(ストラテジー)」が、描け無いと、私は考えます。	御意見については、今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。	無
2	個人	改正後欄 ページ8 4 占有周波数帯幅 『3 2の規定にかかわらず、トンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から放射される電波を測定する。』とあるが直接測定するべきと考える。理由として直接測定しないでどうやって特定の装置からの放射された電波なのか確認できないからである。	本件で規定される測定方法により、周波数及び占有周波数帯幅を測定することは可能です。また、本件改正後においても、法令に定められた期間内での検査等が行われることは引き続き求められます。	無

		<p>(災害に備えて)法に定められた周期できちんと測定・確認するのが決まりのほうである。</p> <p>ページ9 5 空中線電力 『2 (中略) ただし、トンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線電力の常時監視及び遠隔装置による停波が可能な場合に限り、任意の一の装置とする。』とあるが前述も含めそもそも直接測定を行うことが困難な場所に設置すること(許可したことが)が間違えて改めなければならないと考える。事業者都合により仕様変更等あった場合きちんと指導していればこういう事態にはならなかったのではないかと問題先送りをこういった形で変更して逃げるのは間違っているのではないかと。また、装置故障修理で装置設置場所には行かないのか。全く故障しない装置であれば別であるがそうでなければ装置設置場所に行けるはずである。</p> <p>上述について車検に例えるならば排ガス検査を行う際に複数の車の排ガス検査をある場所である一定の離れた距離で測定して基準値以内だから合格と言っているようなものである。それが通用するならば車検項目も削除していくべきである。以上</p>	<p>本件は検査等の省略を規定するものではなく、限られた空間であって、空中線電力の常時監視及び遠隔装置による停波が可能な場合に限り、一部の項目について異なる検査等の方法を定めるものです。</p>	無
3	サンワコムシステムエンジニアリング株式会社	<p>該当箇所： 告示第278号改正 三 総合試験 および告示第279号三項総合試験第6その他無線局</p> <p>意見： 今回の改定については、定期検査の具体的実施方法についての改定と思われるが、登録検査事業者が単独で行う場合と登録点検事業者が点検の一部を委託した場合の総合試験の方法等にそこがあるのではないですか</p>	<p>検査告示第3に規定する総合試験の検査項目については、携帯及びBWAに係る基地局及び陸上移動中継局のみに係る測定項目ですが、点検告示に規定する総合試験の点検項目は、携帯及びBWAに係る基地局及び陸上移動中継局のみに限るものではありません。</p>	無

総合試験方法

告示第278号改正案
無し)

告示第279号(現行改定)

第3章 総合試験 2 ⇔ 3 総合試験 6 その他の無線局(2)

告示第278号改正案

1 通信の相手方及び使用する電波の型式並びに周波数は、代表的なものを選定し、次のいずれかにより実地に通信を行う。

(1) 通信系の受信端における通信路の信号対雑音比、符号誤り率、回線信頼度の測定

(2) 無線設備の送受等の切換、制御又は呼出等の特定の信号に対する動作若しくは受信データの良否

2 携帯無線通信の基地局及び陸上移動中継局については、任意の1チャンネルにより、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。

3 監視装置、制御装置及び警報装置を備える場合は、それぞれの装置の動作状況についても確認する。

告示第279号(現行通り)

(1) 通信の相手方及び使用する電波の型式並びに周波数は、代表的なものを選定し、次のいずれかにより実地通信を行う。

ア 通信系の受信端における通信路の信号対雑音比、符号誤り率、回線信頼度の測定

イ 感度、明瞭度、混信妨害及び雑音等の有無

ウ 無線設備の送受等の切換、制御又は呼出等の特定の信号に対

		<p>する動作若しくは受信データ、画像の表示の良否</p> <p>(2) 複数の伝送ルートを有する場合には、通信の相手方ごとに代表的な周波数を選定し、実地通信を行う。</p> <p>ただし、単一通信路の固定局にあつては、代表的な通信の相手方を選定する。</p> <p>(3) 監視装置、制御装置及び警報装置を備える場合は、それぞれの装置の動作状況についても確認する。</p>		
4	KDDI 株式会社	<p>携帯無線通信並びに広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局の検査実施要領における検査の実施方法等について、隧道等の閉空間等の設置場所の特性を考慮し、新たな検査方法及び点検方法を追加する告示案等に賛同します。</p> <p>なお、告示案等について、速やかに施行されることを希望いたします。</p>	案に対する賛同意見として承ります。	無
5	ソフトバンク株式会社	<p>携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局並びに広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局に係る一部の検査項目及び点検項目について、設置場所の特性に鑑み、現行の検査方法及び点検方法に代わる方法を規定する今回の関係告示の一部を改正する告示案等に賛同いたします。</p> <p>来年度からの定期検査等から新たな検査方法及び点検方法が実施されるよう、早期の導入を希望いたします。</p> <p>また、今後の第 5 世代移動通信システムの導入を踏まえ、これら基地局及び陸上移動中継局についても、検査等がスムーズに行えるよう、更なるご支援をお願いいたします。</p>	案に対する賛同意見として承ります。	無
6	株式会社 NTT ドコモ	<p>意見募集対象である告示の改正案について、賛同いたします。</p> <p>「電波政策 2020 懇談会」報告書に沿う形でさらなる電波遮蔽空間対策を進めていることを鑑みれば、トンネル内における制約（作業可能時間・作業環境）を踏まえた定期検査方法簡略化の必要性がますます高まっております。</p>	案に対する賛同意見として承ります。	無

	本改正案に基づく制度整備が速やかに進められることを希望いたします。	
--	-----------------------------------	--